

北海道告示第10562号

漁業法（昭和24年法律第267号）第62条第1項の規定により胆振海区漁場計画を定めるとともに、同法第64条第6項の規定により当該胆振海区漁場計画に基づく漁業の免許予定日及び申請期間を定めた。

令和4年（2022年）4月19日

北海道知事 鈴木 直道

1 胆振海区漁場計画の内容

次のとおり

2 漁業法第64条第4項の規定により聴いた胆振海区漁業調整委員会の意見の概要及び当該

意見の処理の結果

次のとおり

3 漁場図

次のとおり

4 漁業の免許予定日及び申請期間

(1) 免許予定日 令和4年8月1日

(2) 申請期間 令和4年4月20日から令和4年5月19日まで

（「次のとおり」は省略し、その関係書類及び図面を北海道水産林務部水産局漁業管理課のホームページ（<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/ggk/index.htm>）において縦覧に供する。）